

院内感染が発生した医療機関に対する病床確保料の支援（令和5年5月8日以降）

I 事業概要（補助金名：福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金）

1 目的

院内感染が発生し、病棟全体や病院全体で新型コロナウイルス感染症患者（以下「陽性患者」という。）の治療を行い、必要な要件を満たす医療機関に対し、空床確保のための支援を行うことにより、患者受入体制を整備する。

2 対象医療機関

以下の全ての要件を満たす医療機関

- ・院内感染により、入院患者から1人以上の陽性患者が発生（院外から受け入れた陽性患者は対象外）したこと
- ・病棟全体や病院全体で、重点医療機関の要件を満たし、陽性患者の治療を行っていること（重点医療機関の要件（施設要件及び看護体制）は以下のとおり。ただし、療養病床は一般病床に種別変更しなくても本補助金の対象）

[[重点医療機関の施設要件（参考）]]

「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」の改正について（令和5年5月8日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）（抜粋）

3. 施設要件

- (1) 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）専用の病床確保を行っていること。

※ 看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。

- (2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症患者等専用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。

- ・医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況等を確実に入力していること
- ・陽性患者の受入を行う医療機関として、「コロナ患者の入院受入れ実施医療機関一覧」への掲載に同意していること

3 対象病床

本補助金の対象となるのは、院内感染の発生により、陽性患者が入院した陽性患者専用の病床（受入病床）及び専用病床化のために休止とした病床（休止病床）です。

そのため、院内感染の発生により入院制限を行った病棟内の空床、休止病床全てが対象となるわけではありません。また、陽性患者の治療を行わず転院調整している場合も補助対象外となります。

(1) 受入病床

- ・院内感染の発生により、専任の看護師を配置し陽性患者の治療を行った病床
- ・陽性患者の退院後も引き続き専任の看護師等を配置し、陽性患者の入院受入体制が整っている病床

(2) 休止病床

受入病床を確保するため、ゾーニングや陽性患者対応のための職員の確保などにより休止せざるを得ない病床（休止病床全てにおいて休止の理由が必要）

4 対象期間

院内感染発生後、陽性患者の対応を行うために専任の看護体制を確保し、重点医療機関の要件を満たす体制が整った日から、院内感染による陽性患者全員が療養解除となった日（複数の病棟で対応した場合は病棟ごとの療養解除日）まで

5 補助対象経費

(1) 陽性患者を入院させるための病床確保に係る経費

対象期間内の受入病床の空床及び休止病床数に以下の補助単価を乗じた額を補助金申請の上限額とします。

[補助単価（1床当たり、受入病床・休止病床*共通）]

- ① ICU：151,000円/日 ② HCU：106,000円/日
③ 療養病床：16,000円/日 ④ ①～③以外：36,000円/日

*休止病床については、受入病床（陽性患者が入院している受入病床を含む）1床当たり1床（ICU・HCUの場合は2床）が上限となります。

(2) 空床確保及び感染症患者等を診察した際の消毒経費

当該補助金の対象期間中に陽性患者の入退院時の病床内の消毒や受入病棟等に従事する職員等の手指消毒等について、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（令和4年3月11日健感発0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じて行った場合、当該消毒等に要した実費額が対象となります。

II 補助金申請の手続き

1 補助対象期間

令和5年5月8日から令和5年9月30日までに院内感染が発生したと県が認めた期間

2 交付申請書（事前審査）の申請期限

院内感染による最後の陽性患者の療養解除日に応じて以下のとおりとします。

なお、申請期限後の申請は一切受け付けませんので御留意ください。

療養解除（終息）日	申請期限
令和5年5月8日（月）～6月30日（金）	令和5年7月31日（月）
令和5年7月1日（土）～7月31日（月）	令和5年8月31日（木）
令和5年8月1日（火）～8月31日（木）	令和5年9月29日（金）
令和5年9月1日（金）～9月15日（金）	令和5年10月13日（金）
令和5年9月16日（土）～9月30日（土）*	令和5年10月31日（火）

*令和5年9月30日時点で院内感染が終息していない場合は、9月30日までの状況で申請してください。
（10月1日以降の対応については、現時点で未定です）

3 申請方法

交付申請書の提出前に事前審査を行いますので、交付申請書を作成後、提出期限までに問い合わせ先（提出先）のメールアドレスに電子データで提出してください。

なお、交付申請書の様式は県のホームページからダウンロードできます。

4 問い合わせ先（提出先）

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局事業第1班

TEL 092-643-3373

E-Mail coronazigyou@pref.fukuoka.lg.jp

その他詳細は県のホームページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-innaikansen-iryu.html>

